

八雲町自治基本条例町民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい八雲町における自治の理念、町民参画をはじめとしたまちづくりの基本的な仕組みを定める自治基本条例(以下「条例」という。)の制定に向け、八雲町自治基本条例町民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(懇話会の職務)

第2条 懇話会は、条例の素案について、町長の諮問に応じ様々な視点から検討を行い、町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者 7名以内

(2) 公募による町民 3名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による事項を町長へ答申する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議は、公開で行うものとする。

4 会議録は、公開するものとする。

5 懇話会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員への報酬は、無償とする。

2 委員への費用弁償は、八雲町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、支給する。

(町職員の参画)

第8条 町民と行政との協働を促進するため、町長が指名した職員をオブザーバーとして懇話会に参画させ、委員とともに関係事項を検討し、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第9条 懇話会の事務を処理するため、企画振興課内に事務局を置く。

2 事務局長は、企画振興課長が担当する。

3 事務局員は、企画振興課職員が担当する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、懇話会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

2 この要綱は、第2条の規定による町長への答申がなされた日に、その効力を失う。